

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 11 月 10 日

エクシオグループ株式会社
(株式交換完全親会社)

2021年11月10日

株式交換に関する事前開示書面

東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
エクシオグループ株式会社
代表取締役社長 船橋 哲也

当社は、2021年12月24日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社とし、株式会社アイティ・イト（以下、「アイティ・イト」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定に定める事前開示事項は以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1に記載の通りです。
2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、別紙2に記載の通りです。
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項については、該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3に記載の通りです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社（当社）において最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第193条第4号）

（1）社債の発行

当社は、2021年10月15日開催の取締役会における社債発行に関する包括決議に基づき、次の通り無担保社債の発行について決議いたしました。

第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）

- ① 発行金額：金10,000百万円
- ② 発行価額：各社債の金額100円につき、金100円
- ③ 利率：未定
- ④ 償還金額：各社債の金額100円につき、金100円
- ⑤ 償還期限：2026年12月（予定）
- ⑥ 償還方法：満期一括償還
- ⑦ 資金使途：木質バイオマス発電所建設、木質バイオマスガス化発電の技術開発及び木質バイオマスガス化発電所建設並びに太陽光発電所建設資金に充当する予定

（2）自己株式の消却

当社は、2021年11月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、次のとおり自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

- ① 消却する株式の種類：当社普通株式
- ② 消却する株式の数：1,000,000株
（消却前発行済株式総数に対する割合0.85%）
- ③ 消却予定日：2021年11月30日

6. 株式交換が効力を生じる日以降における当社の債務の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることのできる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以 上

別紙1 株式交換契約の内容

次ページより添付しております。

以上

株式交換契約書

エクシオグループ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社アイティ・イット（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに基づき、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得するものとする。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1） 甲（株式交換完全親会社）

商号：エクシオグループ株式会社

住所：東京都渋谷区渋谷3丁目29番20号

（2） 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社アイティ・イット

住所：東京都千代田区神田駿河台四丁目2番5号

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和3年12月24日とする。ただし、本株式交換の手續の進行に応じ必要がある場合、甲乙協議のうえ合意により、効力発生日を変更することができる。

第4条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主のうち甲を除く株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の合計数に32.0を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して交付する甲の普通株式については、新たな株式の発行を行わず、その保有する自己株式を交付する。
- 3 本株式交換に際して、本割当対象株主に対し交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に相当する甲の普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付する。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、甲の資本金及び準備金の額は、変動しないものとする。

第6条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が保有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく乙の株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日まで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務執行及び財産管理、運営を行い、その財産または権利義務について重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ相手方の同意を得たうえで行うものとする。

第8条（株主総会における承認決議）

- 1 甲は会社法第796条第2項柱書本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約を承認する決議を得るものとする。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約を承認する決議を得るものとする。

第9条（剰余金の配当の禁止）

- 1 甲は、第7条の規定にかかわらず、令和3年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株につき44円（総額4,886,183,000円）を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準とする剰余金の配当を行ってはならない。

第10条（契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間に、①天変地異その他の事由によって甲もしくは乙の財産状態もしくは経営状態に重要な変動が生じた場合、②本株式交換の実行に重大な支障となる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、または③甲もしくは乙が本契約に重大な点において違反した場合には、甲乙協議のうえ合意により本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、甲（ただし、第8条1項ただし書の場合に限る。）もしくは乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、または前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第12条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関して疑義が生じた事項については、誠実に協議のうえ、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年 11月 10日

甲 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
エクシオグループ株式会社
代表取締役社長 船橋 哲也

乙 東京都千代田区神田駿河台四丁目2番5号
株式会社アイティ・イット
代表取締役社長 岡本 莞司

別紙2 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

1. 本株式交換に係る割当ての内容

(1) 当社が本株式交換に際してアイティ・イトの株主に対して交付する対価及びその割当の内容

	当社 (株式交換完全親会社)	アイティ・イト (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	32

(注1) 株式割当比率

アイティ・イトの普通株式1株につき、当社の自己株式32株を割当て交付します。

(2) 割当の内容の根拠及び理由

上記1.(1)「当社が本株式交換に際してアイティ・イトの株主に対して交付する対価及びその割当の内容」に記載の割当比率の検討にあたり公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼いたしました。第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及びアイティ・イトの財務状況や将来の見通し等を踏まえ、慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記1.(1)「当社が本株式交換に際してアイティ・イトの株主に対して交付する対価及びその割当の内容」に記載の割当比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とアイティ・イトとの間での協議により変更されることがあります。

(3) 算定に関する事項

第三者算定機関は、当社については、東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2021年11月9日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を用いて算定しております。

アイティ・イトについては、同社が非上場会社であることから、将来の事業活動の成果を企業価値評価に反映させるためDCF法を採用いたしました。なお、DCF法において使用したアイティ・イトの事業計画については大幅な増減益を見込んでおりません。

当社の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果・評価レンジは以下の通りです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
DCF法	31.28～36.42

2. 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社の普通株式は東京証券取引所第一部に上場されており、売買出来高も多く流動性が認められるため、取引機会が確保されること、また、アイティ・イトの株主が当社の普通株式を交換対価として受け取る場合、本株式交換によるシナジーを享受することが期待できると考えて、当社の普通株式を交換対価とすることが適切であると判断いたしました。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換に際し、当社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。かかる内容は、当社の資本の状況その他の諸事情を総合的に勘案したうえで決定したものであり、相当と判断いたしました。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
次ページより添付しております。

決算報告書

第 52 期

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

株式会社アイティ・イット

貸 借 対 照 表

2021年 3月 31日 現在

(単位：円)

株式会社アイティ・イト

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	1,270,101,020	【 流 動 負 債 】	533,431,085
現 預 金	790,255,591	一 年 内 返 済 リ ー ス 債 務	6,176,838
売 掛 金	458,596,129	短 期 借 入 金	221,820,000
立 替 金	172,658	未 払 金 1	137,876,045
未 収 金	1,335,774	未 払 金 2	60,492,144
前 払 費 用	17,565,816	未 払 費 用	27,882,037
仮 払 金	2,164,686	預 り 金	9,943,321
未 収 収 益	10,366	未 払 消 費 税	67,230,700
【 固 定 資 産 】	171,362,270	未 払 法 人 税 等	2,010,000
【 有 形 固 定 資 産 】	25,028,839	【 固 定 負 債 】	162,249,016
建 物 附 属 設 備	10,019,948	長 期 借 入 金	110,935,000
工 具 器 具 備 品	1,255,479	リ ー ス 債 務	9,303,458
リ ー ス 資 産	13,753,412	退 職 給 付 引 当 金	42,010,558
【 無 形 固 定 資 産 】	928,452	負 債 合 計	695,680,101
ソ フ ト ウ ェ ア	597,001	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	206,800	【 株 主 資 本 】	745,783,189
特 許 権	67,917	【 資 本 金 】	100,000,000
商 標 権	56,734	【 資 本 剰 余 金 】	378,605,895
【 投 資 そ の 他 資 産 】	145,404,979	資 本 準 備 金	378,605,895
出 資 金	10,000	【 利 益 剰 余 金 】	267,177,294
保 証 金	119,209,802	【 そ の 他 利 益 剰 余 金 】	267,177,294
長 期 前 払 費 用	1,961,206	繰 越 利 益 剰 余 金	267,177,294
保 険 積 立 金	135,640	(内 当 期 純 利 益)	(93,760,552)
繰 延 税 金 資 産	24,088,331	純 資 産 合 計	745,783,189
資 産 合 計	1,441,463,290	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,441,463,290

損 益 計 算 書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日

(単位：円)

株式会社アイティ・イト

勘 定 科 目	金	額
【 売 上 高 】		
売 上 高	2,742,454,861	2,742,454,861
【 売 上 原 価 】		
外 注 加 工 費	147,377,251	
給 与 手 当 A	1,063,932,242	
雇 用 法 定 福 利 費	235,586,515	
給 与 手 当 B	457,363,011	
賞 与	48,286,100	
営 業 交 通 費	355,459	
通 勤 交 通 費	18,690,323	
大 阪 原 価	11,656,497	
設 備 賃 借 料	12,578,458	
合 計	1,995,825,856	1,995,825,856
売 上 総 利 益		746,629,005
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		
役 員 報 酬	40,725,000	
給 料 手 当	245,429,423	
賞 与	21,238,200	
研 修 生 人 件 費	9,813,681	
法 定 福 利 費	43,703,946	
福 利 厚 生 費	1,740,265	
退 職 引 当 金 繰 入	8,745,094	
旅 費 交 通 費	4,195,104	
営 業 交 通 費	578,226	
通 勤 交 通 費	9,006,723	
通 信 費	9,177,521	
広 告 宣 伝 費	1,743,090	
交 際 費	1,504,620	
会 議 費	143,662	
教 育 研 修 費	535,713	
販 売 促 進 費	1,854,896	
消 耗 品 費	3,149,302	
租 税 公 課	8,104,664	
資 料 研 修 費	147,368	
支 払 手 数 料	10,077,730	
諸 会 費	664,000	
修 繕 費	1,381,267	
賃 借 料	1,029,172	
保 険 料	5,354,933	
地 代 家 賃 1	94,939,570	
地 代 ・ 家 賃 2	23,264,250	

顧 問 料 他	11,976,778	
水 道 光 熱 費	4,947,774	
寄 付 金	100,000	
減 価 償 却 費	5,451,033	
長 期 前 払 費 用 償 却	784,772	
札 幌 經 費	28,717,578	
大 阪 經 費	17,563,772	
雜 費	6,549,576	624,338,703
營 業 利 益		122,290,302
【 營 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	26,387	
保 險 金 収 入	661,373	
雜 収 入	44,832	732,592
【 營 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	1,927,068	
リ ー ス 支 払 利 息	326,536	
雜 損 失	216,000	2,469,604
經 常 利 益		120,553,290
税 引 前 当 期 純 利 益		120,553,290
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,010,000
法 人 税 等 調 整 額		24,782,738
当 期 純 利 益		93,760,552

販売費及び一般管理費明細書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日

(単位：円)

株式会社アイティ・イト

勘 定 科 目	金	額
役員報酬	40,725,000	
給料手当	245,429,423	
賞与	21,238,200	
研修生人件費	9,813,681	
法定福利費	43,703,946	
福利厚生費	1,740,265	
退職引当金繰入	8,745,094	
旅費交通費	4,195,104	
営業交通費	578,226	
通勤交通費	9,006,723	
通信費	9,177,521	
広告宣伝費	1,743,090	
交際費	1,504,620	
会議費	143,662	
教育研修費	535,713	
販売促進費	1,854,896	
消耗品費	3,149,302	
租税公課	8,104,664	
資料研修費	147,368	
支払手数料	10,077,730	
諸会費	664,000	
修繕費	1,381,267	
賃借料	1,029,172	
保険料	5,354,933	
地代家賃 1	94,939,570	
地代・家賃 2	23,264,250	
顧問料	11,976,778	
水道光熱費	4,947,774	
寄付金	100,000	
減価償却費	5,451,033	
長期前払費用償却	784,772	
札幌経費	28,717,578	
大阪経費	17,563,772	
雑費	6,549,576	
合 計		624,338,703

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日

(単位：円)

株式会社アイティ・イト

	勘 定 科 目		金 額
【 株 主 資 本 】			
【 資 本 金 】			
資 本 金	当期首残高及び当期末残高		100,000,000
【 資 本 剰 余 金 】			
資 本 準 備 金	当期首残高及び当期末残高		378,605,895
資 本 剰 余 金 合 計	当期首残高及び当期末残高		378,605,895
【 利 益 剰 余 金 】			
【 そ の 他 利 益 剰 余 金 】			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		173,416,742
	当期変動額 当期純利益		93,760,552
	当期末残高		267,177,294
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		173,416,742
	当期変動額		93,760,552
	当期末残高		267,177,294
株 主 資 本 合 計	当期首残高		652,022,637
	当期変動額		93,760,552
	当期末残高		745,783,189
純 資 産 合 計	当期首残高		652,022,637
	当期変動額		93,760,552
	当期末残高		745,783,189

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

平成 19 年3月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	8年～15年
工具、器具及び備品		5年～15年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	現金及び預金	250,000 千円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	150,000 千円
	長期借入金(一年内返済予定分を含む)	182,755 千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 208,571 千円

損益計算書に関する注記

金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前期末残高	増加	減少	当期末残高
普通株式(株)	8,350	—	—	8,350

3. 当期末における自己株式に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	7,967	千円
退職給付引当金	14,233	
未払事業所税	1,215	
減価償却費	979	
繰延税金資産小計	24,395	千円
評価性引当額	△307	
繰延税金資産合計	24,088	千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ・システム等については、リース契約(所有権移転外ファイナンス・リース取引)により使用しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、主に本社及び各支店の運営に係る必要な資金を銀行借入により調達しております。資金運用については、一時的な余資を安全性の高い短期的な預金等に限定し運用しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクに対しては、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、長期借入金の金利変動リスクに対して一部金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

決算日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預金	790,255	790,255	—
売掛金	458,596	458,596	—
短期借入金	(150,000)	(150,000)	—
一年内返済予定の長期借入金	(71,820)	(71,820)	—
リース債務(流動)	(6,176)	(6,176)	—
未払金	(198,368)	(198,368)	—
未払費用	(27,882)	(27,882)	—
長期借入金	(110,935)	(110,935)	—
リース債務(固定)	(9,303)	(9,303)	—

*負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

短期借入金、未払金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

一年内返済予定の長期借入金、長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

リース債務(流動)、リース債務(固定)

これらは時価を把握することが極めて困難なため、当該帳簿価額によっております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 89,315 円 35 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11,228 円 80 銭 |